
【集合】 合同・債権管理

● 研修のねらい

・税の滞納処分の例によることができない債権について、債権管理・回収の能力の向上を図る。

● この研修のおすすめポイント

・差押えや回収のための交渉について一から学びたい
・他市町の取組を知りたい
・債権回収のマニュアルがない
・自力執行権のない債権の回収テクニックを学びたい
介護保険料、保育料、下水道使用料、生活保護返還金など、税外債権回収に関わる方
必修の研修です！

● 日程・開催場所

令和 6 年 8 月 30 日（金） 自治総合研修センター（朝日生命胡町ビル）

● 予定人員

60 人（県 18 人、市町 42 人）

● 対象者

（県・市町）税の滞納処分の例によることができない債権の管理・回収事務を担当する職員

● 講師（予定）

《森高法律事務所 弁護士 松田 健之介》

2015 年 12 月～2019 年 3 月 東広島市法務専門員（特定任期付職員）として勤務。庁内の法務相談を主に担当し、情報公開、個人情報保護の業務にも携わった。現在 森高法律事務所（東広島市）で業務を行うとともに東広島市法務専門監（会計年度任用職員）としても勤務。広島弁護士会の会員で構成される公金債権法務研究会に所属し、公金債権関連分野の研究を積みながら、研修の講師も務めるなど公金債権に関する業務も積極的に取り扱う。

● 標準プログラム

1 日 合計 6. 0 時間

9 : 25 - 9 : 30 オリエンテーション

9 : 30 - 16 : 30 ・債権回収の実務（発生から消滅まで）
・債権管理手法（時効管理、相続人の探し方等）
・債権回収折衝のポイント
・事例研究